法　律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　デジタル庁関係（第一条）
第二章　総務省関係（第二条―第五条）
第三章　厚生労働省関係（第六条）
第四章　経済産業省関係（第七条）
第五章　国土交通省関係（第八条）
附則

第一章　デジタル庁関係

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十三の五の項の次に次のように加える。

二十三の六	都道府県知事	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による家畜人工授精師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

第二章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「署名」の下に「（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加える。

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の項中「、第十六条及び第七十七条の六十三」を「及び第十六条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「の届出」を「、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第十七条第二項の届出」に改め、「交付」の下に「、同法第七十三条の二第一項から第三項までの届出」を加え、同表の三十の項の次に次のように加える。

三十の二	法務省	恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）による恩赦に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十の三	法務省	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同条第三項の調査、同法第八十三条若しくは第八十五条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十の四	法務省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による同法第三十八条（同法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の調査又は同法第百六条の精神保健観察の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の三十一の項中「の作成」を「若しくは同条第四項の地図に準ずる図面の備付け」に改め、同表の三十九の項の次に次のように加える。

三十九の二	法務省	法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）による遺言書の保管又は情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十四の二の項中「この欄」の下に「及び四十五の項」を加え、同表の四十五の項中「許可」の下に「又は同法、国税通則法その他の国税に関する法律若しくは地方税法による関税、国税若しくは貨物割の徴収若しくは調査（犯則事件の調査を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

四十五の二	財務省	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）による同法第六条第三項の規定により国税徴収の例によるものとされるとん税の徴収又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）による同法第六条の規定において準用する同項の規定により国税徴収の例によるものとされる特別とん税の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の八十の項中「第百九十条第一項の許可」の下に「、同条第二項の更新」を、「第二百条第一項」の下に「（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第七項」を「同法第二百条第七項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」に改め、「第二百四十条の二第一項の登録」の下に「、同条第二項の更新、同法第二百四十条の六第一項の届出」を加え、「届出又は」を「届出、」に改め、「第三百四十二条第一項の許可」の下に「又は同法第三百四十九条第一項の届出」を加え、同表中百一の三の項を百一の九の項とし、同項の次に次のように加える。

百一の十	国土交通省	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百一の二の項を百一の八の項とし、百一の項の次に次のように加える。

百一の二	国土交通省、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の三	地方住宅供給公社	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の四	独立行政法人都市再生機構	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの